

8月11日(火) までです!

特別定額給付金の申請はお済みですか?

問 福祉課 ☎92-7964

現在、町では特別定額給付金の申請を受け付けています。申請がお済みでない方は期限までにご申請ください。また、申請がお済みでない方で、申請書類等が必要な場合にはご連絡ください。

▽給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方

▽給付額

給付対象1人につき10万円

▽申請期限

令和2年8月11日(火) まで ※ただし、郵送申請の場合には、必着とさせていただきます。

ご確認ください

基山っ子みらい館を「指定避難所」及び「福祉避難所」に指定しました

問 総務企画課 防災係 ☎92-7915

このたび、災害対策基本法に規定する「指定避難所」及び「福祉避難所」として、新たに基山っ子みらい館を指定しました。基山町では、基山っ子みらい館は、8施設目の指定避難所になります。

▽指定避難所とは?

災害の危険性があり、避難した人が災害の危険性が無くなるまで滞在する施設です。

また、災害により自宅等に戻れなくなった場合に、一定期間避難生活を送るための施設です。

▽福祉避難所とは?

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦などの特に配慮を要する方(要配慮者)が滞在するための施設です。

指定避難所や待避所に避難した方々のうち、多くの被災者と一緒に過ごすことの負担が大きく、

避難所での生活が困難な方々を受け入れる避難所です。

生ごみの再資源化

生ごみ再生肥料を無料配布します

問 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

基山町学校給食センターでは、生ごみの再資源化の取り組みとして、給食センターの生ごみを肥料に変える生ごみ処理機を設置し、生産された肥料を無料配布します。(数量限定)

▽配布日時

7月15日、9月16日、11月18日、令和3年1月20日、令和3年3月17日

午前9時～なくなり次第終了

▽配布場所

基山町学校給食センター

7月19日(日)・26日(日)

有害鳥獣の駆除を行います

問 産業振興課 農林業振興係 ☎92-7945

町では、大豆などの農作物の播種時期になり、カラスやドバト等による被害が予想されるため、佐賀県猟友会基山支部に委託して有害鳥獣の駆除を行います。

▽実施予定日時 7月19日(日)・26日(日) 午前8時～10時30分

▽駆除地域 基山町全域

▽駆除方法 銃器使用

※当日は、猟友会の方が「有害鳥獣駆除実施中」のステッカーを貼った車で移動し、駆除を行います。

～避難する際の知っておくべき5つのポイント～

「**自らの命は自らが守る**」意識を持ち、**適切な避難行動**をとりましょう

問 総務企画課 防災係 ☎92-7915

新型コロナウイルス感染症が収束していない中でも、災害時に、**危険な場所にいる人は避難すること**が原則です。

【知っておくべき5つのポイント】

1. 町の避難情報発令前でも**身の危険を感じたら、自主的に避難**をしましょう。
2. 避難するとかえって危険を伴う場合や、避難所まで避難する時間がない場合には、**自宅や近隣の強固な建物の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難**しましょう。
3. 避難先は、公共施設や小中学校だけではありません。**安全な場所に住んでいる親戚・知人宅に避難**することも考えておきましょう。
4. **マスク、消毒液、体温計**の数に限りがございます。できるだけ**自ら携行**してください。
5. 豪雨時の屋外の移動は**車を含め危険**です。やむを得ず**車中泊をする場合**は、浸水をしないよう**周囲の状況等を十分確認**してください。

PRにご活用ください！

有料広告（住民課窓口封筒）を募集します

問 財政課 財政係 ☎92-7917

住民課窓口で使用する封筒に掲載する広告を募集します。会社やお店のPRにご活用ください。公序良俗に反するもの等については掲載できません。

詳しくは基山町ホームページをご覧ください。か財政課（役場3階）へお問い合わせください。

▽掲載箇所 住民課A4封筒の表面・裏面（4枠、掲載位置は町が指定）

▽規格 縦9.5cm×横9cm、2色刷

▽作成枚数 1万枚

▽掲載料 6万円（1枠）※デザイン料等は広告主負担

▽掲載期間 令和2年11月（予定）から封筒使用終了まで

▽申込み締切日 7月30日（木）

佐賀保護観察所からのお知らせ

「社会を明るくする運動」

にご協力を

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行は、地域社会で起こるものであり、犯罪や非行を起こした人も、いずれ地域社会に戻ってきます。その人たちの差別や偏見にとらわれることなく、一人の地域住民として受け入れ、その立ち直りを支援することが、一見遠回りのようですが「安全・安心な地域社会の実現」につながります。その意味で、「社会を明るくする運動」は、安全・安心の国づくり、地域づくりのための重要な活動です。

※問合せ先

佐賀保護観察所企画調整課

☎0952-24-4291